

役員等報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人 伸生紀

役員等報酬及び費用弁償規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人伸生紀（以下「法人」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償について必要な事項を定める。

(役員の種類)

第2条 この規定において役員等とは、定款第5条及び第15条に規定された理事・監事及び評議員をいう。

(種類)

第3条 理事及び監事への費用弁償に関わる業務は、下記の内容とする。

記

①日常業務への参画

②業務に関わる会議等への参加

2 当該業務が出張となる場合は、第5条の規定に従う。但し、理事会・評議員会への出席に関わる費用弁償については、第6条に従うものとする。

(業務手当)

第4条 役員等が第3条1項の業務を実施する際の手当額は、原則として下記のとおりとする。

記

①半日 10,000円

②一日 20,000円

(出張に伴う旅費)

第5条 理事及び監事の出張は、理事長の命によって行わなれ、必要に応じ旅費（交通費・宿泊費・日当）を支給する。

2 交通費は、鉄道賃・航空賃・車賃に区分けし、以下の要領にて支給する。

(1) 鉄道賃は、普通乗車賃、特急乗車賃、新幹線料金に区分し、100km以遠となる出張について特急を利用することができる。

(2) 航空賃は、大阪以北及び沖縄について航空運賃を適用する。但し、都合により航空機を使用するときは実費を支払う。

(3) 車賃は、陸路として各々の路線に応じて実費を支払う。

尚、タクシー使用は、事情やむえない場合に限り認め、実費を支払う。

3 宿泊費は、県内と県外に区分し、一宿泊につき県内は12,000円、県外は15,000円とする。但し、指定ホテルにおける宿泊費は、実費を支払う。

4 日当は、日額10,000円とし、県内外に問わず出張の日数によって支給する。

(理事会及び評議員会)

第6条 理事会及び評議員会の費用の弁償額は、一回につき、5,000円とする。但し、役員で且つ社会福祉法人伸生紀職員である者に対しては、役員としての費用を弁償しない。

(改廃)

第7条 本規定は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。